

継続

原議保存期間	30年（令和36年3月31日まで）
有効期間	一種（令和11年3月31日まで）

各地方機関の長  
各都道府県警察の長 殿  
各方面本部長

警察庁丙運発第4号  
令和6年3月4日  
警察庁交通局長

#### 自動車教習功労者表彰取扱要綱の一部改正について

多年にわたり、自動車の運転教習を通じてその教習水準の向上に顕著な功労のあった者に対する警察庁長官と社団法人全日本指定自動車教習所協会連合会会長との連名表彰については、「自動車教習功労者表彰取扱要綱の一部改正について」（平成17年7月7日付け警察庁丙運発第26号）により運用してきたところであるが、この度、社団法人全日本指定自動車教習所協会が一般社団法人に移行したことから、同要綱を別添のとおり改正することとしたので、事務処理上誤りのないようにしたい。

なお、前記通達は、平成25年7月8日をもって廃止する。

#### 【継続措置状況】

初回発出日：平成25年7月8日

（有効期間：平成31年3月31日）

継続措置日：平成31年3月20日

（有効期間：平成36年3月31日）

別添

「自動車教習功労者表彰取扱要綱」

第1 趣旨

本要綱は、多年にわたり自動車の運転教習を通じて交通安全の確保に顕著な功労のあった者に対して、警察庁長官と一般社団法人全日本指定自動車教習所協会連合会会長との連名により行う表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 表彰の種類及び被表彰者数

- |             |    |      |
|-------------|----|------|
| 1 教習功労者表彰   | 毎年 | 5人以内 |
| 2 教習業務功労者表彰 | 毎年 | 5人以内 |

第3 表彰の対象者

1 教習功労者

多年にわたり自動車の運転教習のために尽力し、もって自動車の運転に関する教習の水準の向上及び自動車教習事業の健全な発展に顕著な功労があった者

2 教習業務功労者

多年にわたり自動車の運転教習に係る業務に従事し、もって優良運転者の育成に顕著な功労があった者

第4 選考基準

1 教習功労者

第3の1に該当する者であって、次の基準を満たすもの

- (1) 全日本指定自動車教習所協会連合会の役員として6年以上又は都道府県指定自動車教習所協会の役員として10年以上在籍した者
- (2) 原則として、管区警察局長とこれに対応する指定自動車教習所協会の連合組織の代表者との連名表彰を受けていること。  
ただし、当該表彰を受けていない者については、これに相当すると認められるものであること。
- (3) 自己の責任による交通事故、その他罰金以上の刑に処せられたことが過去10年間なく、過去10年間で合計3点以内の違反点数であること（ただし、過去5年間は無違反であること。）。

2 教習業務功労者

第3の2に該当する者であって、次の基準を満たすもの

- (1) 指定自動車教習所の自動車の運転教習に係る業務に30年以上従事し、人格・識見とも優れ、他の模範である者
- (2) 原則として、管区警察局長とこれに対応する指定自動車教習所協会の連合組織の代表者との連名表彰を受けていること。  
ただし、当該表彰を受けていない者については、これに相当すると認められるものであること。

- (3) 自己の責任による交通事故が過去30年間なく、交通違反その他罰金以上の刑に処せられたことが過去20年間ないこと。

## 第5 表彰候補者の上申

### 1 上申要領

- (1) 各府県警察本部長は、各管区警察局長及び管轄区域の指定自動車教習所協会会長と協議（当該指定自動車教習所協会会長は、別途、事前に全日本指定自動車教習所協会連合会会長と協議）の上、別記様式1、2により管区警察局長に上申すること（該当者のいない場合は、上申不要）。
- (2) 各管区警察局長は、上申を受けた者について審査し、管区内の序列を付し別記様式1、2により警察庁長官に上申すること。
- (3) 警視総監及び北海道警察本部長は、それぞれの管轄の指定自動車教習所協会会長と協議（当該指定自動車教習所協会会長は、別途、事前に全日本指定自動車教習所協会連合会会長と協議）の上、別記様式1、2により警察庁長官に上申すること（該当者のいない場合は、上申不要）。

### 2 添付書類

交通事故・交通違反歴については、「無事故・無違反証明書」を必ず添付すること（最終違反日が確認できること。）。

### 3 起算日

候補者の年齢及び功労期間の起算日は、各年10月1日現在とする。

### 4 上申期限

府県警察本部長にあつては毎年8月1日までに、それぞれの管轄管区警察局長に上申書を送付すること。管区警察局長、警視総監及び北海道警察本部長にあつては毎年9月1日までに、警察庁交通局運転免許課長あてに上申書を送付すること。

## 第6 表彰の実施

表彰は、原則として毎年開催される指定自動車教習所全国大会において行う。ただし、これによりがたい事情がある場合には、この限りでない。

文 書 番 号  
年 月 日

警 察 庁 長 官 殿  
(又は、〇〇管区警察局長殿)

職 名

教習功労者・教習業務功労者表彰候補者の上申について  
平成 年、教習功労者・教習業務功労者表彰候補者を下記のとおり上申する。

記

表彰の種別	氏 名	年 齢	所 属 自 動 車 教 習 所 名

表彰候補者調査表（教習功労者・教習業務功労者）

		管 区 順 位	位
		上申都道府県	
項 目		内 容	
表 彰 候 補 者 の 経 歴	ふりがな 氏 名 (生年月日) 職業・役職名		
	本 籍		
	現 住 所		
	職 歴		
	運転教習を通じての活動歴 (活動年数を記載すること。)		
	表 彰 歴		
交通事故・違反歴			

功 勞 の 概 要

そ の 他

参 考 事 項